

被扶養者認定における年間収入の取扱いについて（2026年4月改定）

令和8年4月1日以降の扶養認定及び検認を受ける方で、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等の労働契約による年間収入が基準を満たす場合には、原則として被扶養者に該当するものとして取り扱うことができますようになりました。その場合、労働契約段階では見込み難い残業代等は臨時収入として年間収入に含めません。（労働契約に明確な規定がない場合に限りです）

年間収入の確認方法（本取扱いに該当する場合）

労働条件通知書など労働契約内容がわかる書類に記載されている「時給・労働時間・所定日数など」から見込まれる年間収入により確認します。

対象となる要件

■収入が給与のみの方（年金収入・事業収入・その他の収入がある場合は対象外）

※対象者本人より給与収入のみである旨の申立てが必須となります

◆認定申請時：現況届の『給与収入のみである旨の申立て』記入欄に署名

◆検認時：調査書類に同封されている『扶養に関する申立書』を提出

■労働契約内容から年間収入見込みが確認できること

年間収入の判定ができない場合などは本取扱いでの認定は行えません（①～③等）

- ① 「シフト制による」等、労働時間・労働日数の記載が不明瞭な場合
- ② 「被扶養者になった日」及び「検認（扶養調査）をした時」から起算して契約書等の契約期間が1年未満の場合
例1) 認定日（検認日）が6/1で契約期間が6/1～1年以上ある場合 『○』
例2) 認定日（検認日）が6/1で契約期間が4/1～翌年3/31の1年間の場合 『×』
例3) 認定日（検認日）が6/1で契約期間が6/1～の1年未満の場合 『×』
- ③ 「通勤手当有」等となっており、手当の金額が不明確な場合

◆本取扱いの対象とならない場合は、従来通り臨時収入を含めたものから年間収入を確認します。（直近3ヶ月の給与明細から見込む）

◆本取扱いで認定された被扶養者は「労働契約書の更新・条件変更」があった場合、都度内容が分かる書面（最新の契約書・通知書等）の提出が必要となります。

◆結果的に扶養認定収入を超過した場合は、原因を精査し健康保険組合にて判断いたします。

※本取扱いを希望いただいた場合でも、対象となる要件を満たさない場合は従来通りの確認方法となります。

適用開始日：2026年4月1日より